

多子世帯における保育料の軽減措置の制限撤廃等を求める意見書

少子化対策は、我が国において最重要課題の一つとなっており、厚生労働省によると令和3年の年間出生数は約81万人と6年連続で過去最少を更新し、令和4年には、統計開始以来初めて80万人を割り込んだ。

出生数の減少傾向が続く中、国は、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年5月10日に子ども・子育て支援法を改正し、一部の幼稚園や認可保育所などの無償化を進めたが、多子世帯の支援においては課題が残されている。

中でも、保育施設の利用者負担額、いわゆる保育料については、多子世帯の経済的負担の軽減のために、国の基準で、同一世帯から就学前児童がそれぞれ同時に対象施設を利用している場合、第2子の保育料は半額、第3子以降は無償とされているところだが、年収約360万円未満相当の多子世帯を除き、小学校就学以降の児童については軽減措置を適用するための児童数に含まれないことから、きょうだいの年齢構成によっては多子世帯の保育料の軽減や保育所等の副食費の免除等についても適用されない場合があるなど、非常に不合理なものとなっている。

また、認可外保育施設等を利用する一部の児童については、当該軽減の児童数の算定対象から除外されていることから、児童が利用する保育施設の違いによっても保育料に大きな差が生じている。

現状、多子世帯を対象とした子育て施策は、各自治体において独自の拡充を行っており、自治体間で格差が生じる要因となっているが、本来こうした施策は自治体間で違いがあるべきものではなく、国における合理的な基準に基づき一律に適用されるべきものである。

よって、国におかれては、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向け、多子世帯の保育料の軽減における年齢制限及び利用する保育施設の種類による制限を撤廃するとともに、必要となる財源の確保についても国の責任において、特段の措置を講ぜられるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
財務大臣
厚生労働大臣
こども政策担当大臣
少子化対策担当大臣